

府民協働型インフラ保全事業 技術審査一覧

安心・安全整備

受付 番号	提案施設			提案概要	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果				技術審査 結果
	種別	名 称	所在地		対象	→対象工事とならない理由 (欄外:工事番号を記入)	公共事業の必要性、 投資効果	技術上の適合性 関係法令、構造基準 等との適合性	速効性		
									早急対応の必要性	用地補償の有無、管 理者等との調整の有 無	
1	交通 安全 施設	信号機改良	受理番号1南区久 世中久世町4丁 目	信号機が見えにくい ので移設してほしい。	○		◎	◎	◎	◎	◎
2	交通 安全 施設	信号機改良	受理番号2伏見区 墨染町	歩行者用信号機を設 置してほしい。	○		◎	○	◎	◎	○
3	交通 安全 施設	信号機改良	受理番号6東山区 玉水町	歩行者用灯器等を設 置してほしい。	○		◎	○	◎	◎	◎
4	交通 安全 施設	標識標示	受理番号15下京 区上柳町215	横断歩道の移設	○		×	○	×	×	×
5	交通 安全 施設	標識標示	受理番号16下京 区恵美須之町	右折禁止の標示	○	⑤他事業実施					△
6	交通 安全 施設	信号機新設	受理番号17左京 区岩倉幡枝町	信号機を新設してほ しい。	○		×	○	×	○	×
7	交通 安全 施設	信号機改良	受理番号24山科 区川田清水焼団 地	歩行者灯器の増設	○		○	×	○	○	×
8	交通 安全 施設	信号機改良	受理番号25伏見 区油小路通	直進・左折・右折青 矢の信号機にしてほ しい	○		○	×	○	×	×

府民協働型インフラ保全事業 技術審査一覧

安心・安全整備

受付番号	提案施設			提案概要	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果				技術審査結果
	種別	名称	所在地		対象	→対象工事とならない理由 (欄外:工事番号を記入)	公共事業の必要性	技術上の適合性	速効性		
							公共事業の必要性、 投資効果	関係法令、構造基準 等との適合性	早急対応の必要性	用地補償の有無、管 理者等との調整の有 無	
9	交通安全施設	信号機改良	受理番号26伏見区油小路通	直進・左折・右折青矢の信号機にしてほしい	○		○	×	○	×	×
10	交通安全施設	信号機改良	受理番号27伏見区油小路通	直進・左折・右折青矢の信号機にしてほしい	○		○	×	○	×	×
11	交通安全施設	信号機改良	受理番号28伏見区油小路通	直進・左折・右折青矢の信号機にしてほしい	○		○	×	○	×	×
12	交通安全施設	信号機改良	受理番号29伏見区油小路通	直進・左折・右折青矢の信号機にしてほしい	○		○	×	○	×	×
13	交通安全施設	信号機改良	受理番号30伏見区深草谷口町	信号機の移設又は灯器の増設	○		○	○	○	×	×
14	交通安全施設	信号機改良	受理番号31伏見区千本通赤池交差点	右折青矢を設置してほしい	○		○	○	×	×	×
15	交通安全施設	信号機改良	受理番号32伏見区江戸町交差点	歩行者灯器と横断歩道を設置してほしい	○		◎	◎	◎	◎	◎
16	交通安全施設	信号機改良	受理番号36下京区梅小路東町	押ボタンの改良	○		◎	◎	◎	◎	◎

府民協働型インフラ保全事業 技術審査一覧

安心・安全整備

受付番号	提案施設			提案概要	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果				技術審査結果
	種別	名称	所在地		対象	→対象工事とならない理由 (欄外:工事番号を記入)	公共事業の必要性、 投資効果	技術上の適合性 関係法令、構造基準 等との適合性	速効性		
									早急対応の必要性	用地補償の有無、管 理者等との調整の有 無	
17	交通安全施設	信号機新設	受理番号45伏見区小栗栖北谷町	信号機の新設	○		◎	×	×	×	×
18	交通安全施設	信号機改良	受理番号56北区小山下内河原町	信号機を視角制限灯器にしてほしい	○		×	○	×	×	×
19	交通安全施設	交通規制	受理番号57左京区浄土寺	速度規制（20km）大型通行止めの規制を実施してほしい	○		×	×	×	×	×
20	交通安全施設	交通規制	受理番号58左京区浄土寺	一時停止の新設	○		×	×	×	×	×
21	交通安全施設	標識標示	受理番号59左京区浄土寺	信号交差点の停止線を移設してほしい	○		◎	◎	◎	◎	◎
22	交通安全施設	信号機改良	受理番号60左京区岡崎最勝寺町	信号機に文字板を追加してほしい	○		◎	◎	◎	◎	◎
23	交通安全施設	標識標示	受理番号69下京区東塩小路町	京都駅周辺にエスコートゾーンを設置してほしい。	○		○	○	○	○	◎
24	交通安全施設	信号機改良	受理番号79伏見区飯食町交差点周辺	区間の信号の流れを良くしてほしい。	○		◎	◎	◎	◎	◎

府民協働型インフラ保全事業 技術審査一覧

安心・安全整備

受付番号	提案施設			提案概要	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果				技術審査結果
	種別	名称	所在地		対象	→対象工事とならない理由 (欄外:工事番号を記入)	公共事業の必要性	技術上の適合性	速効性		
							公共事業の必要性、 投資効果	関係法令、構造基準 等との適合性	早急対応の必要性	用地補償の有無、管 理者等との調整の有 無	
25	交通安全施設	信号機新設	受理番号83左京区岩倉三宅町	信号機を新設してほしい。	○		×	×	×	×	×
26	交通安全施設	信号機改良	受理番号90京都市右京区西院	歩行者灯器を設置してほしい。	○		◎	◎	◎	◎	◎
27	交通安全施設	信号機改良	受理番号99南区唐橋赤金町	歩行者用灯器を設置してほしい。	○		◎	◎	◎	◎	◎
28	交通安全施設	信号機新設	受理番号100伏見区石田森西	信号機を新設してほしい。	○		◎	◎	◎	◎	◎
29	交通安全施設	信号機新設	受理番号101山科区日ノ岡石塚町	信号機を新設してほしい。	○		×	×	×	×	×
30	交通安全施設	交通規制	受理番号135左京区聖護院河原町	横断歩道を新設してほしい。	○		○	○	○	×	×
31	交通安全施設	交通規制	受理番号136左京区聖護院	高齢運転者等駐車可にしてほしい。	○		○	×	×	×	×
32	交通安全施設	信号機改良	受理番号137伏見区向島二ノ丸町	視覚障害者用付加装置を設置してほしい。	○		◎	◎	◎	◎	◎

府民協働型インフラ保全事業 技術審査一覧

安心・安全整備

受付 番号	提案施設			提案概要	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果				技術審査 結果
	種別	名 称	所在地		対象	→対象工事とならない理由 (欄外:工事番号を記入)	公共事業の必要性、 投資効果	技術上の適合性	速効性		
									関係法令、構造基準 等との適合性	早急対応の必要性	
33	交通 安全 施設	標識標示	受理番号138中京 区西ノ京	エスコートゾーンを設 置してほしい。	○		○	○	○	○	◎
34	交通 安全 施設	信号機改良	受理番号139伏見 区桃山東町	歩行者用信号灯器を設 置してほしい。	○		◎	◎	◎	◎	◎

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ③道路バイパス工事や河川整備など相当の事業期間を要する大規模な工事
- ④危険な状況にない箇所や効果が一時的なもの、利便性向上、環境整備に関する工事
- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

4項目について◎、○、△、×の評価を記入

【技術審査結果】

◎: 実施(採択)
 ○: 一部実施(採択)
 △: 他事業実施(不採択)
 ×: 実施しない(不採択)

保留: 二次募集の案件と合わせて再審査

府民協働型インフラ保全事業 技術審査一覧

インフラ長寿命化対策

受付番号	提案施設			提案概要	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果				技術審査結果
	種別	名称	所在地		対象	→対象工事とならない理由 (欄外:工事番号を記入)	公共事業の必要性、 投資効果	技術上の適合性	速効性		
									公共事業の必要性、 関係法令、構造基準 等との適合性	関係法令、構造基準 等との適合性	
1	交通安全施設	信号機改良	受理番号1下京区 烏丸通松原交差 点	信号柱の交換	○		◎	◎	◎	◎	◎
2	交通安全施設	信号機改良	受理番号2下鴨警 察署管内	文字板の交換	○	⑤他事業実施					△
3	交通安全施設	標識標示	受理番号29上京 区室町通（寺之 内～今出川）	駐停車禁止路側帯の塗 り替え	○		○	○	○	○	◎
4	交通安全施設	標識標示	受理番号30上京 区御前通（一条 ～仁和寺街道）	駐停車禁止路側帯の塗 り替え	○		○	○	○	○	◎
5	交通安全施設	標識標示	受理番号31今出 川通（加茂街道～ 紙屋川）	横断歩道等の塗り替え	○		○	○	○	○	◎
6	交通安全施設	標識標示	受理番号32上京 区釜座通西側道	駐車枠の塗り替え	○		○	○	○	○	◎
7	交通安全施設	標識標示	受理番号33川端 通（三条～若 松）	矢印等の塗り替え	○	⑤他事業実施					△
8	交通安全施設	標識標示	受理番号34東大 路通（三条～四 条）	矢印等の塗り替え	○	⑤他事業実施					△

府民協働型インフラ保全事業 技術審査一覧

インフラ長寿命化対策

受付番号	提案施設			提案概要	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果				技術審査結果
	種別	名称	所在地		対象	→対象工事とならない理由 (欄外:工事番号を記入)	公共事業の必要性、 投資効果	技術上の適合性	速効性		
									関係法令、構造基準 等との適合性	早急対応の必要性	
9	交通安全施設	標識標示	受理番号35下京 区繁昌町310先	右折禁止の塗り替え	○	⑤他事業実施					△
10	交通安全施設	標識標示	受理番号36下京 区函谷録町77先	横断歩道等の塗り替え	○		○	○	○	○	◎
11	交通安全施設	標識標示	受理番号37下京 区高橋町630先	横断歩道等の塗り替え	○		○	○	○	○	◎
12	交通安全施設	標識標示	受理番号38下京 区新開町397先	横断歩道等の塗り替え	○		○	○	○	○	◎
13	交通安全施設	標識標示	受理番号39下京 区西七条石井町 61先	横断歩道等の塗り替え	○		○	○	○	○	◎
14	交通安全施設	標識標示	受理番号40下京 区唐津屋町510先	標識柱の交換	○	⑤他事業実施					△
15	交通安全施設	標識標示	受理番号41下京 区西七条名倉町 17先	横断歩道等の塗り替え	○		○	○	○	○	◎
16	交通安全施設	標識標示	受理番号42下京 区西七条石井町 54先	横断歩道等の塗り替え	○		○	○	○	○	◎

府民協働型インフラ保全事業 技術審査一覧

インフラ長寿命化対策

受付 番号	提案施設			提案概要	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果				技術審査 結果
	種別	名 称	所在地		対象	→対象工事とならない理由 (欄外:工事番号を記入)	公共事業の必要性、 投資効果	技術上の適合性	速効性		
									関係法令、構造基準 等との適合性	早急対応の必要性	
17	交通 安全 施設	標識標示	受理番号43下京 区西七条西石ヶ 坪町5先	横断歩道等の塗り替え	○		○	○	○	○	◎
18	交通 安全 施設	標識標示	受理番号44下京 区西七条打越町 61先	横断歩道等の塗り替え	○		○	○	○	○	◎
19	交通 安全 施設	標識標示	受理番号45下京 区西七条打越町 26-1先	横断歩道等の塗り替え 標識柱の交換	○		○	○	○	○	◎
20	交通 安全 施設	標識標示	受理番号46下京 区稲荷町329先	横断歩道等の塗り替え	○		○	○	○	○	◎
21	交通 安全 施設	標識標示	受理番号47下京 区西七条市部町 76先	横断歩道等の塗り替え	○		○	○	○	○	◎
22	交通 安全 施設	標識標示	受理番号48下京 区西七条市部町 141先	横断歩道等の塗り替え	○		○	○	○	○	◎
23	交通 安全 施設	標識標示	受理番号49下京 区梅小路通（七 条～八条）	はみ禁の塗り替え	○		○	○	○	○	◎
24	交通 安全 施設	標識標示	受理番号50下京 区高倉塩小路～ 竹田街道八条	はみ禁の塗り替え	○		○	○	○	○	◎

府民協働型インフラ保全事業 技術審査一覧

インフラ長寿命化対策

受付 番号	提案施設			提案概要	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果				技術審査 結果
	種別	名 称	所在地		対象	→対象工事とならない理由 (欄外:工事番号を記入)	公共事業の必要性、 投資効果	技術上の適合性	速効性		
									関係法令、構造基準 等との適合性	早急対応の必要性	
25	交通 安全 施設	標識標示	受理番号51下鴨 警察署管内	補助標識の交換	○		○	○	○	○	◎
26	交通 安全 施設	標識標示	受理番号52伏見 区大岩街道（飯 食町～勸修寺）	はみ禁の塗り替え	○		○	○	○	○	◎
27	交通 安全 施設	標識標示	受理番号53国道 1号（京阪国道 口～横大路）	速度標識の交換	○		○	○	○	○	◎
28	交通 安全 施設	標識標示	受理番号54右京 区西院巽町30-1 先	標識柱の建て替え	○		○	○	○	○	◎
29	交通 安全 施設	標識標示	受理番号55府下 一円	横断歩道等の塗り替え	○		○	○	○	○	◎
30	交通 安全 施設	標識標示	受理番号56京都 市内	エスコートゾーンの補 修	○		○	○	○	○	◎

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ③道路バイパス工事や河川整備など相当の事業期間を要する大規模な工事
- ④危険な状況にない箇所や効果が一時的なもの、利便性向上、環境整備に関する工事
- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

4項目について◎、○、△、×の評価を記入

【技術審査結果】

- ◎：実施(採択)
- ：一部実施(採択)
- △：他事業実施(不採択)
- ×：実施しない(不採択)

保留：二次募集の案件と合わせて再審査